

## 社会福祉法人紀北和楽会 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀北和楽会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、この法人の評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等に対して支給する報酬は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席による職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

3 第1項の規程にかかわらず、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日)に支払うものとする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 役員等に支払う旅費は、社会福祉法人紀北和楽会旅費規程に定めた額とする。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は平成30年7月1日から施行する。

別表 役員等の報酬の額(第3条第2項関係)

役職名	報酬の日額
評議員	評議員会への出席 7,000円 上記の他、法人・施設業務のための出勤 7,000円
理事長	理事会等会議への出席 10,000円 上記の他、法人・施設業務のための出勤 10,000円
理事	理事会等会議への出席 7,000円 上記の他、法人・施設業務のための出勤 7,000円
監事	監事監査への出席 10,000円 上記の他、会議等法人・施設業務のための出勤 7,000円